

一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会

細 則

第1章 通則

第1条 一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会（以下「本学会」という。）の英語表記を Japanese Association of Gestalt Therapy とし、略称を J A G T と表記する。

第2条 本学会定款に定める一般法人法上の代表理事及び副代表理事の呼称を、それぞれ理事長及び副理事長とする。

第3条 本学会定款第48条に基づき、以下の諸規定を設ける。

第2章 会員等

（入 会）

第4条 本学会の会員（正会員、一般会員又は賛助会員）になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 退会又は会員資格を喪失した個人又は団体が再入会を希望する場合は、所定の入会申込書に再入会希望であることを明記して、理事長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。

3 会員の資格は、入会承認後、年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

（退 会）

第5条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届により理事長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。

（年会費）

第6条 会員の年会費は、正会員8,000円、一般会員6,000円、賛助会員30,000円とする。

（正会員の条件）

第7条 正会員になろうとする者は次のすべての条件を満たした個人又は団体とし、理事長へ所定の手続きにより申請の上、理事会の承認を経て、社員総会で選任する。

(1) 本学会の運営趣旨へ賛同し、積極的な参画、貢献意欲がある者

(2) 本学会認定の「ベーシックコース」・「アドバンスコース」を修了、もしくはそれと同等のゲシュタルト療法トレーニングを修了したと認める者

(3) 本学会入会后2年以上の者

(4) 社員総会へ参加し、社員としての責任を果たせる者

第3章 役員候補者の選出と選任

（選挙管理委員会の設置）

第8条 本学会の理事及び監事（以下「役員」という。）候補者の選出の管理業務を行うために

選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、本学会の会員から選任された委員をもって構成する。
- 3 選挙管理委員は、第1項の選挙の事由が発生する3か月前迄に本学会の理事会が選任する。
- 4 選挙管理委員会は、委員5名をもって構成する。
- 5 選挙管理委員会は委員の互選により、その代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。
- 6 選挙管理委員の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

(選挙管理委員会の業務)

第9条 選挙管理委員会は以下の業務を行う。

(1) 役員の選出に関すること

(役員選出業務)

第10条 役員候補者の選挙権及び被選挙権は、正会員が有するものとする。

- 2 役員候補者の選出は、正会員の自薦又は推薦による立候補者の中から全正会員の投票によるものとし、所定の投票用紙又は電子投票を用いた、記号式による投票とする。
- 3 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。
- 4 役員候補者の確定は、得票順により決定する。また、同点者の生じた場合は抽選によって順位を決する。

(理事候補者選出業務)

第11条 理事候補者の選出は3名以上8名以内とする。

- 2 投票は8名以内の連記投票とする。
- 3 理事候補者は、総会の決議を経た場合には、理事として選任される。

(監事候補者選出業務)

第12条 監事候補者の選出は1名とする。

- 2 投票は単記投票とする。
- 3 監事候補者は、総会の決議を経た場合には、監事として選任される。

(理事長及び副理事長の選出)

第13条 理事長の選出は、理事候補者選任の決定に引き続き、理事会において理事の互選によりこれを行う。

- 2 理事長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選任されるものとする。
- 3 副理事長の選出は、理事長の選任に引き続き、理事長が指名し、理事会において過半数の多数による決議を受けて選任されるものとする。
- 4 理事長及び副理事長は、就任時に70歳以上であってはならない。

(役員の重任)

第14条 役員は重任することができる。役員の重任は連続4期 8年以内とする。ただし、理事長及び副理事長の重任は連続2期 4年以内とする。更なる再任は2年以上の空白を置いた後の2期 4年以内とし、通算4期 8年以内とする。

(欠員時の取り扱い)

第15条 役員に欠員が生じた場合で、理事会運営に支障をきたすと理事会が認めた場合、又は、役員が定数を欠くに至った場合、次点者をもって補欠の候補者とし、社員総会の決議を経て補欠の役員として選任される。

- 2 第1項の次点者がいない場合には、補欠の選挙を実施しなければならない。選挙方法

- については第10条ないし第12条の規定を用いる。
- 3 理事長又は副理事長が欠けた場合は、第13条を準用する。

第4章 理事会

(理事への委任)

- 第16条 理事会は次の業務執行の決定を理事へ委任することができる。
- (1) 事務局及び各専門委員会並びに各専門部会の業務執行に関する事項の決定。
- 2 一般法人法第90条第4項に定められた事項並びに、その他重要な業務執行に関する決定は理事へ委任することができない。

第5章 事務局及び専門委員会の設置

(目的)

- 第17条 本学会の設立趣旨及び目的の達成並びに、それを実現するための業務執行を具体的に行うため、事務局及び専門委員会を設置する。

(事務局)

- 第18条 本学会に事務局を設置する。
- 2 事務局は、会員管理、資金管理、会員や各種団体との連絡、広報活動等、本学会全般の事務処理業務を行う。
- 3 事務局には事務局長1名及び所要の職員を若干名置く。
- 4 事務局長は理事長が理事会の承認を得て選任及び解任する。ただし、職員は理事長が選任及び解任する。
- 5 事務局長の任期は2年以内とする。再任する場合は、4期 8年以内とする。
- 6 職員との契約方法および報酬等の額は別に定める。

(専門委員会)

- 第19条 本学会に専門委員会を設置する。
- 2 専門委員会は委員長1名及び若干名の委員で構成する。
- 3 委員長は原則、理事の中から理事長が選任及び解任する。また、委員は委員長が選任及び解任する。なお、委員長及び委員の選任及び解任については、理事会の承認を得なければならない。
- 4 専門委員会は本学会の目的及び事業の執行にあたり、理事会より委任を受けた事項を審議し、執行するとともに理事会へ意見具申する。その経過及び結果等は理事会へ報告しなければならない。
- 5 委員長及び委員の任期は2年以内とする。再任する場合は4期 8年以内とする。
- 6 本学会は下表のとおり常設の専門委員会を設置する。ただし、理事長が必要と認める場合は理事会の承認を得て、特別の専門委員会（以下「特別委員会」という。）を設置することができる。
- 7 倫理委員会の組織及び運営等については本規定に関わらず、別に定める「倫理に関する規程」を適用する。
- 8 専門委員会の新設及び改廃については理事会で決定する。

【下表：常設の各専門委員会の名称及び業務概要】

専門委員会名称	業務概要
研修委員会	会員の自己成長の支援及び会員以外へ広く普及するための研修企画・運営業務
ファシリテーター育成委員会	ファシリテーターの教育・育成等に関する業務
編集委員会	機関誌の編集及び発行に関する業務 投稿論文の審査業務
倫理委員会	倫理違反防止及び、倫理違反に起因する問題が生じた場合の対応業務 再発防止策の策定及び周知業務
部会活動運営委員会	部会活動全体の企画・運営及び部会メンバーの選定等の業務

第6章 雑 則

(改廃手続き)

第20条 本細則は定款に基づき、理事会の決議によりこれを改廃することができる。

附 則

1. 本細則は、2022年9月 1日から施行する。